

### 第 39 号議案

埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、埼玉県市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更することについて議決を求める。

埼玉県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合同規約（平成 18 年指令市第 745 号）の一部を次のように変更する。

別表第 1 及び別表第 2 第 4 条第 1 号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「鴻巣行田北本環境資源組合」を「彩北広域清掃組合」に改める。

附 則

この規約は、埼玉県知事の許可があった日から施行し、変更後の埼玉県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

令和 2 年 6 月 2 日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

鴻巣行田北本環境資源組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合同規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第 290 条の規定により、この案を提出するものである。